

Title	entitlement と provision の政治学 - ダーレンドルフ ラディカル・リベラリズム の新展開
Author(s)	檜山, 雅人
Citation	沖縄大学紀要 = OKINAWA DAIGAKU KIYO(16): 97-108
Issue Date	1999-03-31
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/5855
Rights	沖縄大学教養部

entitlement と provision の政治学

—ダーレンドルフ〈ラディカル・リベラリズム〉の新展開

檜 山 雅 人

目 次

1. entitlementとprovision
 - (1) 「オプション」の要素としてのentitlement
 - (2) 「オプション」の要素としてのprovision
 - (3) 近代以降の社会紛争の解釈
2. 「公民社会」と「世界公民社会」
 - (1) civil societyの再定義
 - (2) 世界公民社会の理念
3. 現代政治におけるラディカル・リベラリズムの課題

ラルフ・ダーレンドルフは1988年に『現代の社会紛争』を著し、その増補改訂新版にあたるドイツ語版を1992年に出版している⁽¹⁾。「私の社会科学の集大成」と自ら評する重要な著作であるので、本稿では、同書で展開されている基本概念を中心に、その政治理論の新たな展開を考察してみたい。

1. entitlementとprovision

ダーレンドルフの「自由」論には、機軸概念として「ライフチャンス」(Life Chances)⁽²⁾があり、「オプション」と「リガーチャー」という、二つの要素から構成されていた。『現代の社会紛争』では、このうち「オプション」がさらに精緻化され、「エンタイトルメント」(請求権)と「プロヴィジョン」(供給)の関数としてとらえ直されている。

(1) 「オプション」の要素としてのentitlement

まず、「エンタイトルメント」(entitlement、Anrecht)だが、この概念は、

ベンガル地方出身の社会経済学者アマーティア・セン（1998年にノーベル経済学賞を受賞）のentitlement概念⁽³⁾の検討を通じ、導き出されたものである。したがって、まずセンの独創的な着眼点から説明しておこう。

センは、歴史的な飢餓がなぜ発生したかを調べるうちに、食糧の供給量が絶対的に不足していたことから大量餓死という惨事が起きたとは、必ずしもいえないのに気づいた⁽⁴⁾。例えば、1943年のベンガルをはじめとする飢餓地域の食糧は、確かに十分とはいえなかったとはいえ、飢餓の起きる前後の時代と比べても、食糧が少ないわけではなかった。それどころか、飢餓地域から食糧が輸出されたケースさえあったという。それではなにが飢餓の本当の原因だったか、とセンは問う。

ここで導入されるのが「エンタイトルメント（資格付与）」という概念である。センによると、「エンタイトルメント」とは、財の合法的な「入手チャンスの集合」を意味し、これによって人びとが財を入手し管理することが「正当化」される。つまり、「エンタイトルメント」は権利としての性格をおびており、財に対する正当な請求権を人びとに与えるものである。

このように考えると、飢餓地域に十分な食糧が調達されていたかどうかではなく、人びとが食糧に近づき、それを自分のものにする権利・資格が賦与されていたかどうかの問題ということになる。このような資格は、社会のすべての構成員にとって必ずしも平等なものでなく、与えられたり奪われたりする。アジアやアフリカなどにみられた大飢饉は、この資格の付与が拒否された事例であり、その観点から意味ある分析が可能になる、とセンはいう。

ダーレンドルフは、センのこの理論を評価しつつも、その「エンタイトルメント」概念の枠が「ヒトと財との関係」に狭く限定されてしまっている、と指摘する⁽⁵⁾。そこでダーレンドルフは、「エンタイトルメント」という概念を経済的な財やサービスだけでなく、選挙権など、社会のすべての構成員に対して憲法上保証された権利をも含むように広げ、非経済的な「財」にまで拡張した概念を打ち出すのである。それをドイツ語では^{アンレヒト}請求権と呼ぶ。（それゆえ、本稿ではさしあたり「請求権」という訳語を使うことにする）。<請求権>とは、食糧入手の権利にはじまり、選挙権や実質賃金などにいたる一連の「享受

する権利」と言いかえることもできよう。

ダーレンドルフのいう〈請求権〉には、いくつかの注目すべき特色がある。その第1は、〈請求権〉の内容が社会によって異なるという点である。それは、個人的な能力なのではなく、社会的に構造化されている。そういう意味で〈請求権〉とは入場券に例えられるものであって、「入場券があればドアは開かれるが、それを持っていない人には閉ざされたままである」⁽⁶⁾。その意味で〈請求権〉を持っている人とそうでない人の間には一線が引かれ、障壁が作られる。〈請求権〉の平等は、いつも前提にできるとは限らないのである。

しかし、第2に、ある社会的単位の成員、特に国民国家の国民など、一定の成員資格を満たしていると、無条件に生じる一定の〈請求権〉も存在する。例えば、自由な選挙権がそれで、これが認められた社会では、「税金を払わない者には選挙権を与えない」という考え方は支持されない。つまり、出自や社会的地位、あるいは特定の行動（例えば、働かない）にかかわりなく与えられる〈請求権〉が存在する。

ちなみに、このような意味での〈請求権〉はふつう「公民的地位」（citizenship）と呼ばれ、これが歴史的に確立したのは、「人間のオプションの拡大という意味で著しい進歩を意味する」⁽⁷⁾とダーレンドルフはいう。

(2) 「オプション」の要素としてのprovision

「請求権」は入場券のようなもので、それがあれば市場など、選択の場に入れるが、そもそも選択の対象となるモノが存在しなければ、その権利にも意味がなくなる。例えば、モノ獲得の権利が保証されている社会でも、モノそのものが存在しなければ、〈請求権〉は空手形に終わらざるをえない。極端な例では、旧共産主義社会のように、店の前に行列をなして並ぶものの品物がなにも手に入らないというケースや、終戦直後のベルリンのように、駅は開いているが列車がこないというケースさえ、実際に存在する。つまり、「オプション」とはなにかを選ぶことであり、選ぶ権利だけ存在しても、選ぶ対象が存在しなければ「オプション」という概念そのものが成り立たない。そこで、この選ぶ対象をダーレンドルフは〈供給〉（provision、Angebot）と定義するのであ

る⁽⁶⁾。〈供給〉とはつまり、「選択に供せられる対象」である。

〈供給〉は経済学でいう供給（supply）と関係があるようにみえる。しかし、ダーレンドルフは〈請求権〉を非経済的な「財」に拡張したのと同じように、〈供給〉という概念もまた、非経済的な「財」にまで拡張する。例えば、選挙権が与えられていても（つまり〈請求権〉が賦与されていても）、特定政党の所定候補者リストの中からしか人を選択できなければ、十分なく供給〉が提供されているとはいえない、ということになる。

確かに〈供給〉の実質では経済的な側面が中心をなしているから、〈供給〉の量的な成長という経済的側面が問題になりがちである。けれども、非経済的な「財」という観点からは、〈供給〉の質的多様性という側面もまた重要であるという。例えば、特定政党の機関紙や低俗な大衆紙が大幅に発行部数を伸ばしても（つまり量的に成長しても）、〈供給〉という観点からはほとんど意味がない。だが、たとえ総発行部数が同じであっても独立系の新聞の数が倍に増えることは、多様性の拡大の見地から〈供給〉の増大といえる、という。

このように、〈請求権〉も〈供給〉も、通常の使用法から離れて独自の使われ方がなされているので注意が必要である。

（3）近代以降の社会紛争の解釈

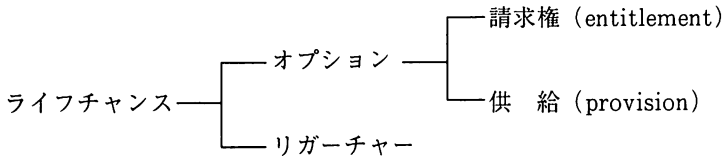
さらにダーレンドルフは、この対概念を駆使して、近代以降の社会紛争を大胆に説明し直す試みをしている。例えば、イギリスの産業革命は供給のパイを増やそうとする〈供給の革命〉であったのに対し、フランス大革命は特権の廃止と諸権利の拡充をめざす〈請求権の革命〉だった、という⁽⁹⁾。

確かに産業革命とフランス革命の担い手は、ともにドイツ語でいうピュルガー（市民）であった。しかし、仔細にみれば、これらの革命の推進勢力は単一の姿をとっておらず、2つの形に分裂していたことがわかるという。つまり、「イギリスの創意に富んだ企業家」と「フランスの第三身分」は同一の社会勢力ではなく、フランス語でいうと、前者はブルジョワ（有産階級）、後者はシトワイヤン（公民）だったというのである（この点については後述）。複雑なのは、両者が言ってみれば「双生児」であり、しかも「二卵性双生児」だった

ことによる。

ダーレンドルフによると、近代以降の社会紛争は、〈供給〉を重視する党派と〈請求権〉を重視する党派の争いという構図を使って解釈可能という。「これら2つの党派はどこにも存在し、ときには同じ政治集団の内部にさえ存在している」⁽¹⁰⁾。例えば、自由主義政党は19世紀半ばまで、〈請求権〉党だったが、その後、経済成長による〈供給〉の拡大を推進する党派のほうに重心が移った。そしてつぎに、社会主義政党が〈請求権〉獲得をめざす党派として歴史に新たに登場した。今日もさまざまな形をとって双方が対決している、という。

以上を単純な図で表せばつぎのようになる。ライフチャンスはオプションとリガーチャーの関数であり、そのうちオプションは〈請求権〉と〈供給〉の関数ということになる⁽¹¹⁾。



2. 「公民社会」と「世界公民社会」

(1) civil societyの再定義

ダーレンドルフは、ライフチャンスを構成するリガーチャーの側面についても概念を精緻化しようとしている。リガーチャーとは、人びとにつながりをもたらす絆のことである。山崎正和氏のいい得て妙な解説によると、「近代社会において、人類の生活共同体はいろいろなところで引き裂かれて、傷口を開け、血を流している。この痛ましい傷口を閉じていくためには、まさに外科医が使うリガチュア（傷口を縫いあわせる糸）が必要」⁽¹²⁾になる。ダーレンドルフは、近代社会の傷口を縫う糸、つまりリガーチャーとしての〈公民社会〉(civil society)のあり方の重要性に言及している⁽¹³⁾。

ここで、「公民社会」と訳したcivil societyとはもともと、ジョン・ロックなど社会契約論者のいう「契約によって設立された政治社会（political society）」のことである。しかし、ヘーゲルがcivil society を欲望の体系としての「市民社会」（die bürgerliche Gesellschaft）へと引き下げ、さらにその後マルクスが「ブルジョワ社会」と読み直し、別の側面を強調するにいたって、この概念は多様なニュアンスをおびるようになった。

ダーレンドルフによると、近代社会の担い手をあらわすのに、ドイツ語のビュルガー（bürger：市民）という言葉をもってしては、フランス語でいうシトワイヤン（citoyen：公民）とブルジョワ（bourgeois：有産階級）という「近代の2つの側面」が区別できず、不適切であるという⁽⁴⁴⁾。彼にとっては、この区別はまさに重要である。比喩的に言えば、前者は〈請求権〉の顔であり、平等な参加のチャンスを示唆する。また後者は〈供給〉の顔であり、経済成長の使者の象徴である。

それゆえダーレンドルフは、ビュルガーの団体を意味するドイツ語のdie bürgerliche Gesellschaftより、シトワイヤン、シティズンの団体である英語のcivil society のほうを使うのである（ドイツでも近年、言葉の正確さを期す意味でZivilgesellschaftという造語が使われる）。

ダーレンドルフにとって「公民社会」とは、国の干渉から自律した多くの組織や団体の創造的カオスとして、自由の柱をなす公共領域であり、積極的かつ普遍的な意味で考えられている。その特徴は第1に、「公民社会」を創っている要素が多様であり、さまざまな結社から構成されていることである。第2に、それらの要素が権力から自律していることにある。civilの意味はさらに、人間の行為や態度、精神そのものにもかかわる。つまり、第3の特徴として、その構成員が礼儀正しく寛容であり、暴力に訴えないという点があげられる。シティズンシップの人格的側面、つまり公民精神は、まさしくこの3番目の特徴に関係している。この意味での公民は、「他者、特に国が自分に対し、なにをなし得るか」などと問うたりせず、自分自身で何事かをなす。「公民社会」の構成員の徳をあらわす「公民としての誇り」や「公民としての勇氣」などの言葉は、このような公民精神から派生するのである⁽⁴⁵⁾。

以上のような意味で、「公民社会」は「公民の団体」であり、文明の産物であって、自然に生まれるものではない。このような意味での「公民社会」こそ、現代社会にふさわしいリガーチャーを提供し得る可能性があるという。ダーレンドルフが「公民社会」に期待をよせる理由の1つは、今日の社会で一般に、連帯の喪失からアノミーが蔓延していることであり、またポスト共産主義社会で「原理主義」が広がっていることによる⁽¹⁶⁾。前者はリガーチャーの喪失に由来するものであり、後者は不寛容な悪しきリガーチャーを意味している。ダーレンドルフの「公民社会」は、このように優れて現代的な課題に立ち向かう必要性から生まれ、再定義されている。

(2) 世界公民社会の理念

一方、ダーレンドルフによると、〈公民社会〉を創るという歴史的課題は、万人に対して平等なシティズンシップ（公的地位）が与えられてはじめて完了するのであるから、一国だけの「公民社会」は厳密な意味で不可能であり、したがって第三世界をも巻き込んだ「世界公民社会」の実現が展望されなければならないという⁽¹⁷⁾。

この考え方は一見、理想論のようにみえるが、今日、最も重要な自由主義的課題の1つとなっているという。ポスト共産主義社会や第三世界のみならず、アメリカやイギリスの大都市の下層階級に直接関係してくるテーマであるという。例えば被庇護者、亡命者、強制移住者、移民、越境者などの境遇を念頭に置くと、とりわけ現実味をおびてくる。彼らはせいぜい「二等国民」としてしか扱われていないのが実情であり、そのこと自体、「公民」の概念と矛盾するからである。彼らを入口で排除すれば、開かれているはずの「公民社会」も〈閉ざされた要塞〉に転落してしまうことになる。

この問題はこれまで、どちらかという開発援助や社会的扶助といった「供給」面の問題ととらえられ、解決策が探られてきた。だが、ダーレンドルフは、前述のような独自の観点から、この問題を新たに定義し直し、問われているのは〈請求権〉の問題であり、公的地位をめぐる問題であるとする。だからこそ、ダーレンドルフは口を酸っぱくして「この理念はユートピアではない」と

戒めるのである。

3. 現代政治におけるラディカル・リベラリズムの課題

ダーレンドルフはドイツの中道勢力、自由民主党の政治家として活躍していた時期があり、したがって当面する現実的な政治課題についての関心も強く、その点でも問題提起をしている。それは、独自の時代認識にかかわっている。ダーレンドルフは、この百年間を〈社会民主主義的コンセンサス〉の履行の時代と総括しており⁽¹⁸⁾、福祉政策の推進など確かに評価すべきものを含んでいたものの、これからの時代を変革する理念とはなりえないという。

彼のいう「社会民主主義」とは、その理念を標榜する狭い政治勢力のことでなく、この百年間に築かれた西欧諸国などの基本的な体制の特徴であるとともに、福祉国家を出現させた多数派階級のイデオロギーをいう。このイデオロギーは社会民主主義勢力を超えて広がり、例えばドイツのキリスト教民主同盟やイギリスの保守党といった保守主義勢力によっても担われてきた、という。中心的主張は、社会民主主義的コンセンサスがすでに変革のエネルギーを失い、90年代にあらわれたつぎの4つの政治課題に対応できない点にある。

- ①政治秩序の問題——社会的官僚制化に直面する現代政治という、ウェーバーの提起した問題をどう解決するか。
- ②請求権の問題——供給の時代であった80年代の後遺症をどう克服していくか。
- ③制度建設の問題——アノミーや原理主義の脅威に対抗しながら、どう公民社会を定着させていくか。
- ④世界秩序の問題——〈世界公民社会〉をどう実現していくか。

以上がダーレンドルフの考えるラディカル・リベラリズムの政治課題だが⁽¹⁹⁾、これらの課題は特定の既存政党の綱領として考えられるべきではなく、むしろ「急進的な自由主義政党の誕生」が期待されている。また、いずれの課題も、簡素にして効率的な政府を創るとともに、自由のあふれる、多様な公民社会の

あり方を確保するための「新しい社会契約」の主題に連なっている。第4点は前述したので、以下、第3点までについて述べる。

まず、第1の「政治秩序の問題」である。全体主義や共産党特権階級の支配から抜け出したばかりの東欧の民主諸国がゼロから政治秩序を作る、という難関をくぐりぬけなければならないのは仕方ないとしても、多くの西側民主諸国の政治秩序もまた問題が山積している。例えば、ドイツや北欧諸国は、官僚制的な停滞やコーポラティズムの泥るみにはまりこんでいる。

ダーレンドルフによると、このような保護主義やカルテル化を打破するには、制度を見直す必要がある。それにはまず、革新（イノベーション）が可能でなければならない、制度の柔軟性、とりわけ政治的なリーダーシップが求められる。その意味では、多くの欧州諸国で採用されている比例代表制がどこまでイノベーションを促進するか、疑ってかからなければならない。彼は、リーダーシップの確立のためには、小選挙区制など、多数派の形成を促す選挙法に長所があるとする。また、統治者をコントロールし、民意をインプットするシステムも正常に機能させなければならない。しかし、有権者だけでなく、黨員さえも幻滅させている既成政党が、現状のままで民意のインプット機能を果たし得るか疑問である。こうして、政党そのものも今日、転換を迫られている。だが、それだけではない。

保護主義やカルテル化を防ぐため、「さらに必要なのは公民としての憂慮の念」であり、「独立した精神の持ち主の連携である。それは政党というより自由主義的なクラブといったほうがふさわしい。その政治課題は社会民主主義の政治課題ではありえず、まして多数派階級の政治課題でもない」⁽²⁰⁾という。

このようにダーレンドルフは、この第1の課題を解決する主体として「多数派階級」には期待をいだかず、むしろ多数派階級から距離を置いた自覚的な公衆に期待をよせるのである。「こういう憂慮をもつことこそ、自由を愛するすべての急進派にとって、なにより優先される使命である」とまで言っている。

つぎに、第2の「請求権の問題」がなぜ90年代に重要なテーマになったかという、1つはOECD世界で80年代に極端なく供給>優位の政策がとられ、<請求権>がおざなりにされたからである。また、もう1つが1989年の東欧革

命を通じ、公民権が正面きって問題とされるようになったからである。確かに1989年革命では経済成長も問題とされたが、核心にあったのはまさしく公民権の問題であった。一連の著作を通じ東欧革命に大きな意義を与えるダーレンドルフにとって、「欧州」という概念はもはや西欧だけでなくっており、東欧世界をどのような意味で欧州に統合するか、という問題意識が前面に押し出されている。そして1990年代の西欧と東欧に共通する最大公約数的なテーマに名をつけるとすれば、それこそが〈請求権〉だというのである。

そのような意味で、「欧州自由諸国の共同体は公民権共同体でなければならない」という。つまり、世界のあちこちで見られるような不寛容な種族的意識に戻るのではなく、異なる文化を背負う人間に対し、平等で基本的な〈請求権〉を保証していくのが90年代末の緊急の政治課題となっている。ここにラディカル・リベラリズムの活躍の場があるとされる。だからといって、すべての人間の社会的地位を一様にするのが求められているわけではないし、また社会的格差を平らにならすような所得再分配のシステムが必要だというのでもない。そうではなく、政治的な共同社会、労働市場、公民社会の生活に各人が参加するチャンスをすべて確保することこそ、まさに問われている点なのだという。

第3の「制度建設の問題」について、1点だけ指摘しておくなら、ダーレンドルフは制度の解体こそ自由にとって最大の脅威であり、したがって制度を構築していくことが急進自由主義者に与えられた最も重要な任務という。昨今では、「自由主義的（リベラル）」という形容詞があいまいになり、「ルールや規範一般に対するいいかげんな姿勢」さえ意味するものとなっているふしがある。ダーレンドルフは、このようなリベラリズムの亜流を明確に批判し、「制度こそ、すべての人のライフチャンスを発展させる唯一の手段である」とし、「制度的自由主義」の立場を説いている。

以上のように、ダーレンドルフの「自由」論は、自由の単なる新たな定義にとどまるものではなく、優れて現代的な社会問題に立ち向かっていくなから構想されているといえる。

注

- (1) 英語版は *The Modern Social Conflict, An Essay on the Politics of Liberty*, Weidenfeld and Nicolson : London, 1988. ドイツ語版は *Der moderne soziale Konflikt, Essay zur Politik der Freiheit*, Deutscher Taschenbuch Verlag, 1992. 英語版とドイツ語版は基本的に同じ章立てであるが、後者のほうに大幅な増補改訂がなされ、本人は「新刊書」に匹敵すると言っている。質的には、英語版が1989年の東欧革命以前の産物であるのに対して、ドイツ語版ではこの事件の意味が加筆されているのが重要な相違である。ダーレンドルフの東欧革命論や新ヨーロッパ秩序論は、例えば『ヨーロッパ革命の考察』（岡田舜平訳、時事通信社、1991年）や『激動するヨーロッパと世界新秩序』（加藤秀治郎訳、TBSブリタニカ、1992年）できわめて重大な意味をもつ事件として議論されている。
- (2) 「ライフチャンス」概念については、ラルフ・ダーレンドルフ『政治・社会論集—重要論文選』（加藤秀治郎編・監訳、晃洋書房、1998年）の第3章を参照のこと。
- (3) Amartya Sen, *Poverty and Famines*, Clarendon Press : Oxford, 1981
- (4) Dahrendorf, *Der moderne soziale Konflikt*, SS.25 - 29
- (5) *Idem*, S. 29
- (6) *Idem*, SS. 55—56
- (7) *Idem*, SS. 67—68
- (8) *Idem*, SS. 29—31
- (9) *Idem*, SS. 30—31
- (10) *Idem*, S. 38
- (11) *Idem*, S. 44
- (12) 山崎正和「解説『ダーレンドルフ・矛盾に耐える心』」、ダーレンドルフ『現代文明にとって「自由」とは何か』（加藤秀治郎訳、TBSブリタニカ、1988年）所収、232ページ。
- (13) *Der moderne soziale Konflikt*, SS. 44—45

- (14) *Idem*, S. 15
- (15) *Idem*, SS.69-71
- (16) ダーレンドルフ「道徳、制度、公民社会」（檜山雅人訳、前出の『政治・社会論集』の第7章）でも、この点が強調されている。
- (17) *Der moderne soziale Konflikt*, SS. 77-79
- (18) *Idem*, SS. 173-176
- (19) *Idem*, SS. 258-295
- (20) *Idem*, S. 263

追記

本稿は、加藤秀治郎・檜山雅人「ダーレンドルフの政治・社会論一解説」（前出の『政治・社会論集』の巻末に所収）の後半部分（檜山著）を加筆・修正したものである。